

議案第 17 号

我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

我孫子市長 星野 順一郎

#### 提案理由

市内において小児科の診療所等を設置している者及び新たに設置しようとする者を支援するため、小児科支援資金を新設するとともに、条文を整備するため提案するものです。

## 我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

我孫子市中小企業資金融資条例（昭和35年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(3)まで 略 (4) 設備資金 生産設備の拡充、新増改築等 <u>（都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に違反しないものに限る。）</u> に要する資金をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(3)まで 略 (4) 設備資金 生産設備の拡充、新増改築等に要する資金をいう。
(5)及び(6) 略	(5)及び(6) 略
(7) 略	(7) <u>事業転換資金 経営環境の変化に対応して事業の転換又は多角化を行うために要する資金をいう。</u>
(8) 小児科支援資金 小児科専門医（公益社団法人日本小児科学会又は一般社団法人日本専門医機構が認定する小児科専門医をいう。以下同じ。）の資格を有する医師が常駐する診療所等（医療法	(8) 略
	(9) <u>独立開業資金 勤務する事業所等から独立し、当該事業所等と同種の事業を開始するために要し、又は当該事業の開業後1年未満である者の経営に要する資金をいう。</u>

(昭和23年法律第205号) 第1条  
の5第1項に規定する病院又は  
同条第2項に規定する診療所を  
いう。以下同じ。)の運営に要す  
る資金をいう。

(事業資金の種類等)

第3条 略

- 2 事業資金の融資は、2種類以上を併せて受けることができるものとし、この場合における総融資額は、3,500万円を限度とする。
- 3 事業資金のうち、次の表の左欄に掲げる資金については、貸付期間内で同表の右欄に掲げる据置期間を認めることができる。

資金の種類		据置 期間
運転資金		
設備資金		
創業支援資金	運転資金	
大型店進出対策 資金	略	略
創業支援資金	設備資金	
小児科支援資金	運転資金	

(事業資金の種類等)

第3条 略

- 2 事業資金の融資は、2種類以上を併せて受けることができるものとし、この場合における総融資額は、3,500万円を限度とする。ただし、創業支援資金及び独立開業資金を併用することはできない。
- 3 事業資金のうち、次の表の左欄に掲げる資金については、貸付期間内で同表の右欄に掲げる据置期間を認めることができる。

資金の種類		据置 期間
運転資金		
設備資金		
事業転換資金	運転資金	
	設備資金	
創業支援資金	運転資金	
独立開業資金	運転資金	
大型店進出対策 資金	略	略
創業支援資金	設備資金	
独立開業資金	設備資金	

## 設備資金

(申込要件)

第4条 運転資金、設備資金、小口零細企業資金又は大型店進出対策資金の融資の申込みをしようとする者は、適切な事業計画のもとに事業を営み、次に掲げる要件を備えなければならない。

(1)から(3)まで 略

(申込要件)

第4条 運転資金、設備資金、小口零細企業資金又は大型店進出対策資金の融資の申込みをしようとする者は、適切な事業計画のもとに事業を営み、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

(1)から(3)まで 略

2 事業転換資金の融資の申込みをしようとする者は、適切な事業計画を有し、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

(1) 市内に事業所等を設置し、又は設置しようとしていること。

(2) 市民税又は法人市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。

(3) 個人にあつては、市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。

(4) 融資の申込みを行う日以前1年以上引き続き市内で事業を営み、かつ、当該事業を継続していること。

(5) 経営している事業の転換又は多角化を図るため、市内で新たな事業を開始しようとしていること又は融資の申込みを行う日前

		<u>1年未満の間に新たな事業を開始したこと。</u>
<u>2 創業支援資金の融資の申込みをしようとする者は、適切な事業計画を有し、次に掲げる要件を備えなければならない。</u>		<u>3 創業支援資金の融資の申込みをしようとする者は、適切な事業計画を有し、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。</u>
(1)から(4)まで 略		(1)から(4)まで 略
<u>3 小児科支援資金の融資の申込みをしようとする者は、適切な事業計画を有し、次に掲げる要件を備えなければならない。</u>		<u>4 独立開業資金の融資の申込みをしようとする者は、適切な事業計画を有し、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。</u>
(1) 市内に <u>小児科専門医の資格を有する医師が常駐する診療所等</u> を設置し、又は設置しようとしていること。		(1) 市内に <u>事業所等</u> を設置し、又は設置しようとしていること。
(2) 略		(2) 略
<u>(3) 小児科支援資金の融資の申込みをしようとする者又は設置し、若しくは設置しようとする診療所等に常駐する小児科専門医が一般社団法人我孫子医師会に属し、又は属しようとしていること。</u>		<u>(3) 個人にあつては、市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。</u>
		<u>(4) 同一の事業所等に継続して3年以上又は同一業種の事業所等に5年以上勤務していること。</u>
		<u>(5) 開業しようとする業種又は開業後1年未満において経営する業種は、現に勤務し、又は開業直近まで勤務していた事業所等と</u>

	<u><b>同一の業種であること。</b></u>
(利子補給金の交付制限)	(利子補給金の交付制限)
第8条 市長は、資金の融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利子補給金の全部又は一部を交付しないものとする。 <u>ただし、小児科支援資金の融資を受けた者が第4号に該当する場合は、小児科支援資金の融資に係る利子補給金については、この限りでない。</u>	第8条 市長は、資金の融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利子補給金の全部又は一部を交付しないものとする。
(1)から(5)まで 略 (連帯保証人及び担保)	(1)から(5)まで 略 (連帯保証人及び担保)
第9条 略	第9条 略
2 <u>融資の申込みをしようとする者は、保証協会において担保の提供を求められたときは、当該担保を提供しなければならない。</u> (返還)	2 <u>申込者は、保証協会において担保の提供を求められたときは、当該担保を提供しなければならない。</u> (返還)
第11条 市長は、資金の融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、貸付金の一括返済を命じ、及び利子補給金の全部又は一部を市に返還させることができる。 <u>ただし、小児科支援資金の融資を受けた者が第3号に該当する場合は、小児科支援資金の融資に係る貸付金及び利子補給金については、この限りでない。</u> (1)から(4)まで 略	第11条 市長は、資金の融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、貸付金の一括返済を命じ、及び利子補給金の全部又は一部を市に返還させることができる。 (1)から(4)まで 略
別表 (第3条関係)	別表 (第3条関係)

資金の種類		1 中小企業者等当たりの貸付金額		貸付期間	資金の種類		1 中小企業者等当たりの貸付金額		貸付期間
1 の 項か ら 3 の項 まで	略	略	略	略	1 の 項か ら 3 の項 まで	略	略	略	略
4	大 型 店 進 出 対 策 資 金	運 転 資 金	設 備	2,000 万 円 以 内	略	略	1,000 万 円 以 内	6 0 月 以 内	略
							1,500 万 円 以 内	8 4 月 以 内	
5	略	略	略	略	6	略	略	略	略
6	小 児 科 支 援 資 金	運 転 資 金	設 備	1,500 万 円 以 内	6 0 月 以 内	7	運 転 資 金	1,500 万 円 以 内	6 0 月 以 内
							設 備		8 4 月 以 内
備考 略					備考 略				

## 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。